

船舶事故等調査報告書

平成21年11月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009長第110号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成21年7月31日 09時00分ごろ	
発生場所	長崎県西海市横瀬浦 海老ヶ曾根灯浮標から真方位248° 900m付近	
事故等調査の経過	平成21年9月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 ^{たいせい} 大誠丸、104トン 136383、株式会社藤進 B バージ ^{たいせい} 大誠丸、長さ50.1m なし、株式会社藤進	
乗組員等に関する情報	A 船長、四級海技士（航海） B なし	
死傷者等	なし	
損傷	A 両舷ビルジキール中間部に擦過傷 B なし	
事故等の経過	A船は、船長ほか3人が乗り組み、船首約3.6m、船尾約4.2mの喫水で、捨石約800m ³ を積載したB船を押してA船押船列を構成し、横瀬浦に到着して捨石投入作業中、平成21年7月31日09時00分ごろ、激しい船体ローリングによりA船の錨が引けて船体が流され、A船の船底がすでに投入されていた捨石に接触した。 A船は、浸水等の異常が認められなかったため作業を完了させ、その後も航行を続けた。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮末期、波高 約1m	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり A船は、横瀬浦において捨石作業のため錨泊する際、錨鎖を十分な長さとしなかったため、船体が圧流されてA船が捨石に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、横瀬浦において、A船が捨石作業のため錨泊する際、錨鎖を十分な長さとしなかったため、船体が圧流されてA船が捨石に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	